

**令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業委託業務  
公募型プロポーザル募集要領**

**1 趣旨**

愛媛県内の国公立全体的中・高校生約 73,000 人を対象に行う、SNSを活用したい  
じめ等の相談体制の構築事業を委託する相手先選定のため、提案競争を実施します。

なお、本業務は、国の補助金を財源の一部として実施する事業であり、国の補助交付決  
定及び愛媛県の令和8年度の当初予算の成立を前提に行うものです。事業内容の変更や事  
業そのものの中止の可能性がありますので、その点を御理解の上、御応募ください。

**2 委託業務の概要**

(1) 業務名

令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業

(2) 業務の目的

本業務は、愛媛県内の国公立全体的中・高校生約73,000人を対象に、SNS等を  
活用したいじめ等様々な不安や悩みに関する相談窓口を設置することで、当該窓口を  
身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうとともに、その相談の集計及び分析結  
果を今後の愛媛県におけるSNS等活用相談体制の構築に活用することを目的とする。

(3) 委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(4) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(5) 見積限度額

8,699,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

**3 参加資格**

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱による入札参加資  
格の停止の期間中でないこと。
- (3) 令和5～7年度の愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録、もしくは、参加申込書提  
出期限までに登録が予定されていること。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (7) プライバシーマーク、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)又はこ  
れらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。
- (8) 過去2年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有している  
こと。

#### 4 日程（予定）

- 令和8年2月17日（火） 公告日
- 2月26日（木） 質問書提出期限（正午）
- 3月 5日（木） 参加申込及び資格確認書類提出期限（午後5時必着）
- 3月16日（月） 企画提案書提出期限（正午）
- 3月17日（火） 審査委員会（書面開催）
- 3月26日（木） 審査結果通知

#### 5 応募の手続き及び資格審査

##### (1) 応募の手続き

参加を希望する者は、以下の書類を各1部、提出期限までに提出してください。

##### ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 法人概要書（任意様式）
- (ウ) 過去2営業年度の業務実績書（任意様式・確実に業務が遂行されたと確認できるもの）

以下の3項目については必ず記載すること。

- ・同様の業務受託実績
- ・受託相手先
- ・SNS相談業務の設置場所（所在地）

##### イ 提出期限

令和8年3月5日（木） 午後5時必着

##### ウ 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

##### エ 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課  
電話番号089-912-2960

##### (2) 資格審査

(1)により提出のあった書類により、参加資格要件を確認します。当該確認の完了後、参加申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に結果を電子メールで通知します。

##### (3) 資格要件に満たなかった者に対する理由説明

申込者のうち、参加資格要件に満たなかった者に対しては、参加資格要件に満たなかった旨及びその理由を電子メール又は書面により通知します。

通知を受けた申込者は通知日の翌日から起算して2日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により詳細な説明を求めることができます。この場合、県は説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答します。

## 6 質問と回答

質問は、令和8年2月18日(水)午前9時から2月26日(木)正午まで、様式2により電子メールで受け付けます。(メールアドレスは「15 問合せ先」参照。)電話や口頭、受付期間外の質問には一切受け付けません。

質疑及び回答の内容は、全ての申込者に電子メールで送信します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、当該質問者のみに回答します。

※1 質問に関する電子メールの件名は、“SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業委託業務”としてください。

※2 質問受付後、確認のメールを送信します。2日以内(県の閉庁日を除く。)に確認のメールが届かない場合は、担当者まで問い合わせてください。

## 7 企画提案書の作成及び提出

ホームページで公開している令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領に基づいて作成してください。

## 8 提出書類の取扱い

- (1) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。書類は応募者に無断で二次的な使用は行いません。
- (3) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めません。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- (4) 提出された書類は必要に応じて複写します(県庁内及び審査委員会での使用に限る)。
- (5) 提出された企画提案書は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。
- (6) 契約者以外の事業者から提案された内容について、提案者の承諾なく利用することはありません。

## 9 委託候補者の選定方法

- (1) 委託候補者選定のため、別に定めるSNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業委託業務プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、審査委員会を設置します。
- (2) 参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会による審査を実施します。
- (3) 必要に応じ、時間、場所、実施方法(WEB会議の活用等)及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。

## 10 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければなりません。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはなりません。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 11 審査結果

- ・審査結果は、全ての提案者に文書で通知します。
- ・審査内容については公表しません。審査結果についての異議申し立ても認めません。

## 12 委託契約

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結します。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとします。

### (3) 契約書の作成

契約書は書面によるほか、愛媛電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能です。契約を締結した場合に電子契約を希望する場合は、企画提案書提出期限である令和8年3月16日（月）正午までに電子メール（[jinkenyouiku@pref.ehime.lg.jp](mailto:jinkenyouiku@pref.ehime.lg.jp)）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとし、契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとします。

## 13 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式は自由）を提出してください。

(2) 応募申込に要する全ての費用は、応募者の負担とします。

(3) 応募者が次の各号に該当した場合は、失格とします。

ア 指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ プロポーザルの手続きの過程で、知事が行う入札参加資格停止措置を受けていることが判明した場合

#### 14 問合せ先

愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課 担当者 田村 耕一郎

TEL : 089-912-2960 FAX : 089-921-6481 E-mail : [jinkenkyouiku@pref.ehime.lg.jp](mailto:jinkenkyouiku@pref.ehime.lg.jp)